

主催：高砂商工会議所 <制度改正等の課題解決環境整備事業>

120年ぶりに民法が改正・施行されました！ 経営に役立つ民法改正のポイント講座

日常業務や取引の基本を定める民法が120年ぶりに改正され2020年4月から適用されています。本セミナーではこの新しい民法の改正点について中小企業が押さえておくべきポイントについて事例を交えて分かり易く解説致します。

《日 時》令和4年 7月28日（木）

14:00～16:00

《会 場》高砂商工会議所 2階 大会議室

《定 員》30名（先着順）

※オンラインも同時開催

《受講料》無料

《講師紹介》

小林裕彦法律事務所 代表弁護士

小林 裕彦 氏

コンサルタントブレーン株式会社 登録講師

昭和35年、大阪市生まれ。

昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省

（現厚生労働省）入省。平成元年に司法試験

に合格し、平成4年に弁護士登録。平成17

年岡山弁護士会副会長。平成31年度岡山弁護士会会長。

平成23年から平成26年まで政府地方制度調査会委員（第30次、

31次）。平成23年から岡山大学経営協議会委員。現在は岡山市北

区弓之町に小林裕彦法律事務所（現在勤務弁護士は10人）を構え

る。企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、事業承継、事業再生、

M&A、経営法務リスクマネジメント、地方自治体包括外部監査業務

などを主に取り扱う。趣味は、秘湯巡り、お寺巡り、海外旅行、テニ

スなど。書籍・論文は、『条例による事務処理特例制度の改善の方向

性』（月刊「地方自治」平成25年8月号）、『これで安心！！中小企

業のための経営法務リスクマネジメント』（株式会社ぎょうせい、平

成30年3月）、『温泉博士が教える最高の温泉～本物の源泉かけ流

し厳選300～』（株式会社集英社、令和元年12月）等。



《研修内容》

- 1 消滅時効の期間
- 2 債務不履行責任・解除に関して
- 3 法定利率の見直し
- 4 保証に関する重要点
- 5 定型約款の新設
- 6 売買における契約不適合責任
- 7 賃貸借に関して
- 8 配偶者居住権の新設
- 9 遺留分侵害額請求に関して
- 10 自筆証書遺言の方式・保管

《申込方法》

下記申込書に必要事項をご記入の上、

FAXでお申込み下さい。

《問い合わせ・申し込み先》

高砂商工会議所 中小企業振興部指導課：澤田

TEL：079-443-0500

FAX：079-442-0369

経営に役立つ民法改正のポイント講座

申込書

FAX：079-442-0369

高砂商工会議所 中小企業振興部 指導課 行

会社名	役職名	参加者氏名
TEL		
メールアドレス	会場 ・ オンライン	

※右記のQRコードからお申込できます。

個人情報保護に関する法律により、ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・
情報提供のために利用するほか、事業記録作成のために利用することがあります。

